平成２２年（フ）第５７７４号
大阪府吹田市千里山西１丁目41番14号
破産者　株式会社エール
1　決定年月日　平成24年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２３８５号
大阪府東大阪市友井５丁目２番35号
破産者　有限会社サンアルファ
1　決定年月日　平成24年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６１０９号
大阪市生野区巽南３丁目19番30号
破産者　白新田硝子工業株式会社
1　決定年月日　平成24年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７４４３号
大阪市北区西天満４丁目３番１号
破産者　トーワクリエイティブ株式会社
1　決定年月日　平成24年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５５４号
大阪市西区新町１丁目14番39号日宝立売堀ビル401
破産者　有限会社レインボーパール大阪店
1　決定年月日　平成24年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４１１号
神戸市須磨区車字前ケ田783番地の１
破産者　有限会社サム
1　決定年月日　平成24年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８号
大阪市生野区勝山北５丁目18番６号
破産者　株式会社アイ・エム・シー
1　決定年月日　平成24年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０１号
大阪市西淀川区姫島３丁目13番53号
破産者　大源建設株式会社
1　決定年月日　平成24年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７号
佐賀県唐津市鏡4533番地１
破産者　有限会社イワモト産業
1　決定年月日　平成24年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第５０６号
群馬県前橋市文京町３丁目26番12号
破産者　有限会社前橋金物
1　決定年月日　平成24年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５０７号
群馬県前橋市西片貝町２丁目322番地
破産者　尾﨑　淳治
1　決定年月日　平成24年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５０８号
群馬県前橋市西片貝町２丁目322番地
破産者　尾﨑　妙子
1　決定年月日　平成24年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２１３号
東京都府中市紅葉丘１丁目11番地の９
破産者　遠藤　　進
1　決定年月日　平成24年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１５２０号
東京都町田市南成瀬７丁目16番地３Ｍきめたビル101
破産者　株式会社ナガミネ商事
1　決定年月日　平成24年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３８３号
東京都福生市大字熊川95番地熊川住宅658
破産者　鈴木　長夫
1　決定年月日　平成24年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３８４号
東京都武蔵村山市緑が丘1460番地32―509
破産者　鈴木くみ子（旧姓岩瀬）
1　決定年月日　平成24年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３８９号
神奈川県海老名市河原口640番地の２
破産者　有限会社綾部建装
1　決定年月日　平成24年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４７７号
福井県鯖江市三六町１丁目１番40号
破産者　福井光器株式会社
1　決定年月日　平成24年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８０号
福井県越前市粟田部町第38号３番地の３、旧住所福井県越前市不老町第３号13番地17
破産者　髙木　義輝（旧姓村田）
1　決定年月日　平成24年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７９０号
静岡市駿河区下川原５丁目20番８号
破産者　有限会社東海サポート
1　決定年月日　平成24年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０１号
兵庫県加古川市八幡町中西条910番地の３
破産者　有限会社輝精機
1　決定年月日　平成24年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１３９号
千葉市花見川区千種町340番地27
破産者　有限会社クリーニング機材イシダ
1　決定年月日　平成24年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係